

地域における自立した 生活のための支援

『所得保障』



所得保障について(全体像)

- 障害者の所得保障については、障害者自立支援法の附則や「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」報告書においても指摘されており、障害者が安心して暮らせるよう検討が必要。

その際、上記で同じく指摘されているように、就労支援を含め、幅広い観点に基づく検討が必要。

- ◆ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則(抄)

第3条第3項 政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ◆ 障害者自立支援法案に対する附帯決議(平成17年7月13日衆議院厚生労働委員会、平成17年10月13日参議院厚生労働委員会)(抜粋)

附則第3条第3項に規定する検討については、就労の支援を含め、障害者の生活の安定を図ることを目的とし、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて、障害者の所得の確保に係る施策の在り方の検討を速やかに開始し、3年以内にその結論を得ること。

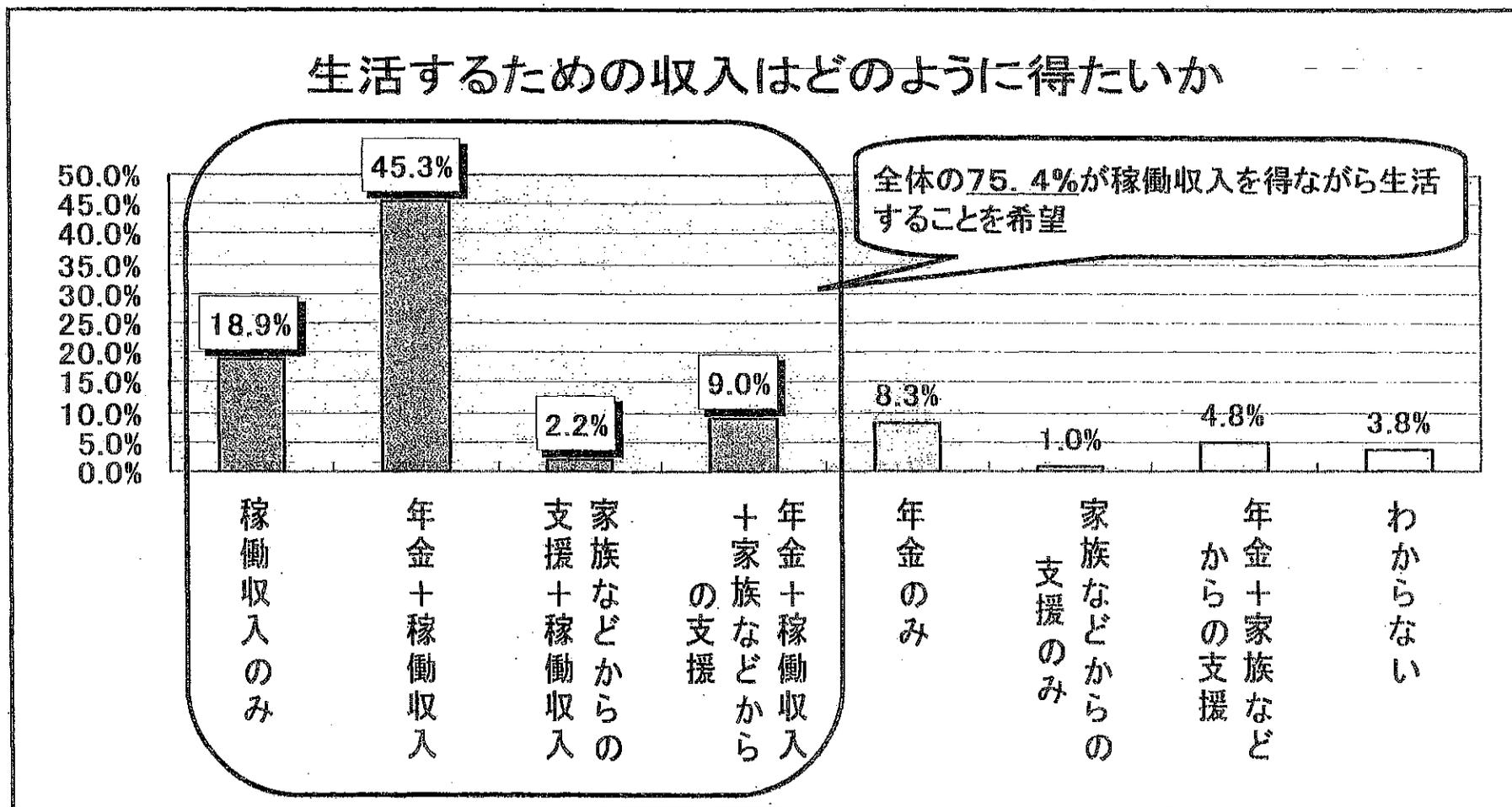
- ◆ 障害者自立支援法の抜本的見直し(平成19年12月7日与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム)

障害者の所得の確保に係る施策の在り方について、就労の支援を含め幅広い観点から検討を行う。その際、社会保障制度全般の一体的見直しに関する議論との整合性や財源の確保を図った上で、障害基礎年金の引上げ(例えば2級の金額を1級並に、1級の金額は更に引上げ)や住宅手当の創設についても検討を行う。

- **実際、障害者の多くは就労による稼得を望んでおり（※）、就労支援は、所得確保の観点から積極的な検討が必要。**
（ただし、就労支援そのものについては、施策の重要な柱であることから、別途検討。）

※ 障害者施策総合調査（平成18年度 内閣府）によれば、就労による稼働収入を得ながら生活することを望んでいる障害者は、全体の3／4を超える。

(参考) 障害者の収入の確保方法に関する志向



→ 稼働収入を得ながら生活することを望んでいる障害者は、全体の75.4%

→ 障害者の多くは、障害年金等の給付のみならず、就労による稼働を望んでいる。

(出典) 平成18年度障害者施策総合調査(内閣府実施)による。

(注)「稼働収入」は給与、賃金、事業収入などを指す。

- **就労支援を除いた障害者の所得保障に関する施策は、現在様々なものがあるが、他方、地域生活での支援という意味で、住宅費への対応の必要性も指摘されており、以下の観点から検討してはどうか。**



基本的視点

- 1. 年金、手当など現行制度の在り方**
- 2. 住宅費など地域移行推進のための新たな課題への対応**

1. 現行制度の在り方

現状①

- 直接的な現金給付による所得保障としては、現在、障害年金、各種手当がある。
- 障害年金には、国民年金に相当する障害基礎年金と、厚生年金に相当する障害厚生年金がある。
- 障害基礎年金は、障害を有することによって稼得能力が低くなった者に対して、全国民に共通した所得保障を目的とした給付として支給。

障害基礎年金1級：月額8.3万円、支給実績：67.7万人（平成19年度末）
障害基礎年金2級：月額6.6万円、支給実績：83.5万人（平成19年度末）

- 各種手当については、以下のものがある。

①特別障害者手当

在宅で生活する著しく重度の障害者について、その障害のため必要となる特別の費用をカバーする。

特別障害者手当：月額2.6万円、支給実績：10.9万人（平成19年度末）

②特別児童扶養手当

家庭(在宅)で生活する障害児について、その障害のため必要となる、養育にかかる諸々の特別の費用をカバーする。

特別児童扶養手当1級：月額5.1万円、支給実績：9.9万人(平成19年度末)

特別児童扶養手当2級：月額3.4万円、支給実績：8.0万人(平成19年度末)

③障害児福祉手当

慰謝激励的な性格のものとして支給。家庭(在宅)で生活する重度の障害児について、その障害のため必要となる特別の費用をカバーする。

障害児福祉手当：月額1.4万円、支給実績6.3万人(平成19年度末)

○ 年金や手当が直接的な現金支給(=収入の増加)であるのに対し、それ以外の関連施策として、以下のようなものがある。

(1)利用者負担の軽減 (注)利用者負担の在り方については別途議論

(2)税制上の優遇措置

(3)地方自治体における施策

(4)民間の割引措置 等

(参考) 障害者の主な所得保障制度と考え方

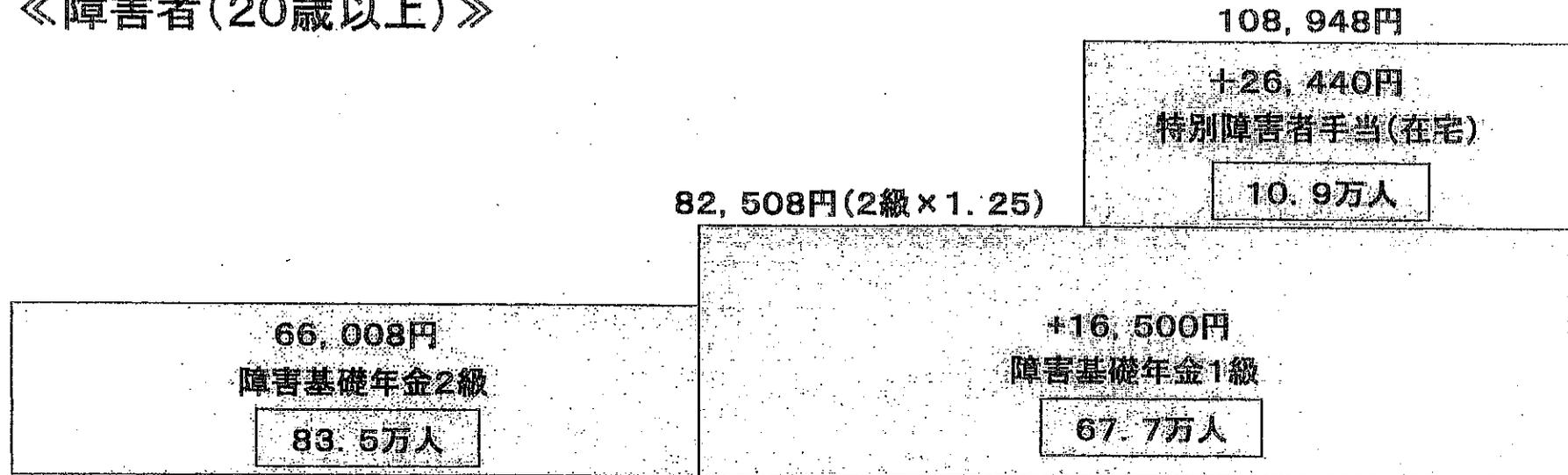
	障害基礎年金	特別障害者手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当
年齢	20歳以上	20歳以上	20歳未満	20歳未満
施設・在宅	施設・在宅	在宅	在宅	在宅
障害程度	—	著しく重度	—	重度
趣旨	施設・在宅にかかわらず、障害を有することによって稼働能力が低くなった者に対して、全国民に共通した所得保障を目的として支給。	とりわけ特別な費用が必要とされる著しく重度の成人障害者について、施設入所者と比較して在宅で暮らす場合に生じる特別の費用(※)をカバーする。	障害児について、施設入所者と比較して在宅で暮らす場合に生じる養育にかかる諸々の特別の費用(※)をカバーする。	重度の心身障害児に対する福祉の一環として慰謝激励的な性格として支給。 重度の障害児について、施設入所者と比較して在宅で暮らす場合に生じる特別の費用(※)をカバーする。
額	1級: 82,508円(／月) 2級: 66,008円(／月)	26,440円	1級: 50,750円 2級: 33,800円	14,380円
額の考え方	稼働能力の補填 障害基礎年金2級の水準は老齢基礎年金の満額分。1級はその1.25倍。	かかり増し費用の補填 障害基礎年金創出時に従来の福祉手当を再編する際、生活保護の水準等を勘案し、当時の福祉手当の2倍程度の水準を目標とすべきとされた。 その後は原則として物価スライド。	養育に係る負担の軽減(かかり増し費用の補填) 従来、障害福祉年金と同額となるように支給されていたが、障害基礎年金創設時に当該年金とは別趣旨と整理し、当時の額を踏襲。 その後は原則として物価スライド。	慰謝激励的な性格(かかり増し費用の補填) 障害基礎年金創設時に従来の福祉手当の額を踏襲。 その後は原則として物価スライド。

※特別の費用: 介護するために必要となる日用品、親の介護などの機会費用、同居者の精神的負担 など。

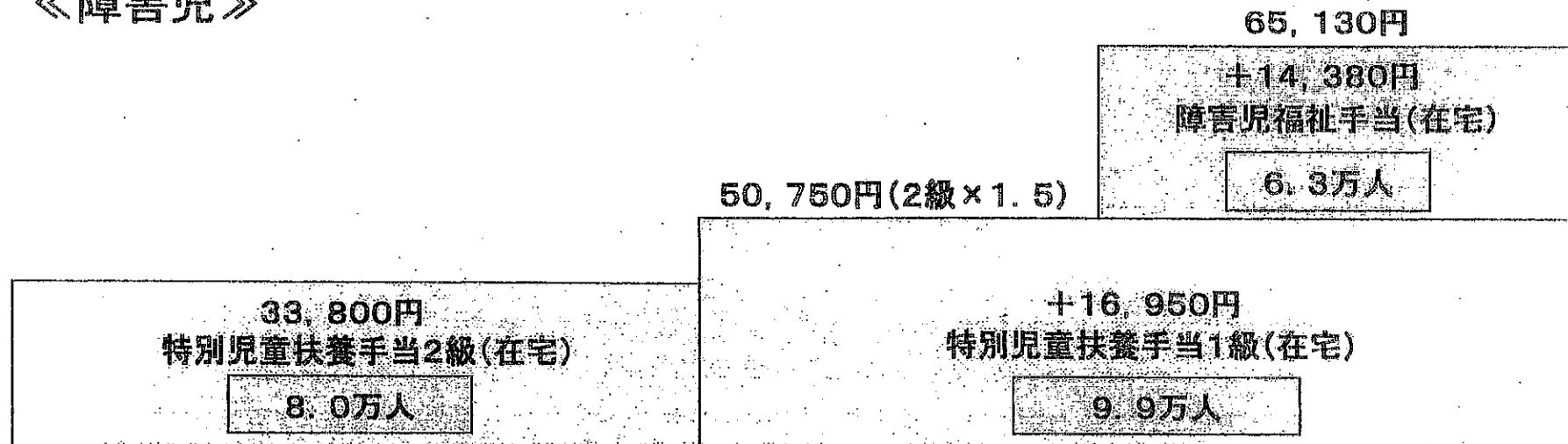
(注) 障害者の所得保障制度としては、上記の現金給付のほか、住まいや各種サービスなど現物給付による支援がある。

(参考)障害児・者の所得保障の構造

《障害者(20歳以上)》



《障害児》



(注①) 受給者の人数については平成19年度。(注②) 受給額については月額。

現状②

- 障害者の生活実態に関連する調査には様々なものがあり、収入と支出の状況を統一的に把握できる十分な母数をもつデータかどうかという点で一定の限界はあるが、例えば次のような調査結果がある。

(参考)調査結果(例)

- ①主に年金で生計を維持している障害者が多い。 (平成20年 障害者施策総合調査 内閣府)

年金:54.9%、給料:19.9%、家族からの援助:18.5%、作業工賃:2.8%、手当:1.1%

(「主に何で生計を維持していますか」との間に答えた人の割合)

- ②1ヶ月当たり7万円～11万円の範囲で生活している障害者が多い (平成20年 障害者施策総合調査 内閣府)

(収入)7～11万円:28.1%、15～23万円:15.0%、11～15万円:13.0%

(支出)7～11万円:28.1%、15～23万円:15.0%、11～15万円:12.9%

- ③障害者単身世帯の1ヶ月あたりの平均収入は13万円程度である。 (平成18年度 厚生労働科学研究)

(世帯平均収入) 単身:13万円程度、グループホーム:11万円程度、親兄弟同居:53万円程度、夫婦等:51万円程度
(うち本人収入) 単身:13万円程度、グループホーム:11万円程度、親兄弟同居:8万円程度、夫婦等:16万円程度

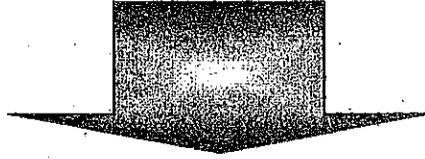
課題

- 現状では、それぞれの趣旨・目的の下、所得保障に関する様々な施策が講じられており、それぞれ障害者の生活を支える上で重要な役割を果たしている。
- こうした中、特に障害基礎年金など直接的な所得保障を始めとして、充実を求める声がある。
- 一方で、与党PT報告等において指摘されているように、社会保障制度全般の一体的見直しに関する議論との整合性や財源の確保を図った上で検討することが必要。

(参考)

1. 障害基礎年金の給付額は、稼働能力が低下した者に対する給付として老齢基礎年金とのバランスに基づいて設定されており、障害等級が2級の場合は満額の老齢基礎年金と同額となっていることに留意が必要。
2. 障害基礎年金について、例えば、1級・2級ともに一律25%引き上げた場合、機械的に計算するとその所要額(給付費ベース)は約4,000億円。(=給付費1.4兆円(平成19年度)×0.25)
また、基礎年金全体を一律25%引き上げた場合は、約4.5兆円(=給付費17.9兆円(平成19年度)×0.25)

※平成21年度における障害福祉サービスの概算要求額(国庫負担):約5,700億円(→給付費ベース:約1.1兆円)



論点

- 障害者の所得保障施策としては、年金、手当など直接的な所得保障を始めとして、様々な措置が講じられており、これを引き続き着実に実施していくべきではないか。
- その上で、現行の所得保障施策に関する今後の在り方について、様々な制約がある中で、どのように考えるか。

2. 住宅費など地域移行推進のための新たな課題への対応

現状

○住宅費に関わる施策としては、以下のようなものがある。

(1) グループホーム・ケアホームの整備促進 ※「住まいの場」の確保で議論

・グループホーム・ケアホームの実施に当たっての敷金・礼金の助成

(1) 事業内容

アパートや一般住宅等を借り上げてグループホーム・ケアホームを実施するに当たり、借上に伴う初度経費（敷金・礼金）の助成を行う。

(2) 実施主体 都道府県

(3) 補助単価 入居者1人あたり13.3万円以内

(4) 補助割合 定額（10/10）

(5) 実施年度 18年度～20年度

・グループホーム・ケアホームの整備費の助成

(1) 事業内容

ア グループホーム・ケアホームの新築に要する整備費の助成を行う。

イ グループホーム・ケアホームを実施するアパート等においてバリアフリー化等に要する改修費の助成を行う。

(2) 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

(3) 補助単価 ア 1共同生活住居あたり 2,000万円以内（新築の場合）

イ 1共同生活住居あたり 600万円以内（改修の場合）

(4) 補助割合 1/2（都道府県(市) 1/4、法人1/4）

(5) 実施年度 20年度～

(2) 住宅施策との連携 ※「住まいの場」の確保で議論

・公営住宅への入居促進

各自治体において、障害者世帯に対し、倍率優遇や戸数枠の設定などによる優先入居

・公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用促進

公営住宅の障害者グループホーム事業活用実績【6件(平成8年)→539件(平成18年)】

(3) 地方自治体独自の家賃補助

・家賃補助については各自治体によりそれぞれ独自の対応。

(例)グループホーム・ケアホームの家賃補助

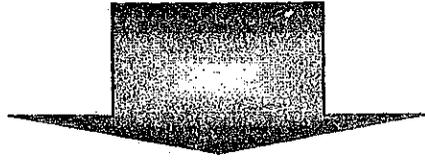
・実施自治体数:6都県(東京都、千葉県、神奈川県等)、149市区町村(全市区町村の約8%)

・対象者:4,363人

・平均家賃補助額月約2.3万円(最低3,200円～最高69,800円) ※厚生労働省調べ(H19)

課題

- 住宅費への対応は、障害者が地域で安心して暮らせるようにすることが目的である。こうした観点からは、住宅施策とも連携しつつ「現状」に挙げられているような対策を講じることにより、障害者が実際に低廉な家賃で住める場が提供されることがまず何より重要。
こうした施策は比較的最近取組が本格化してきたところであるが、より一層の推進が必要である。
- また、障害者自立支援法の大きな柱である地域移行がまだ十分には進んでいないこと等を踏まえ、これを促進する観点から、何らかの対応を検討することも考えられる。
- ただし、仮に何らかの対応を検討する場合であっても、高齢者や母子家庭など他分野における政策との整合性や規模（財源）にも十分留意しながら慎重に検討することが必要。また、対象や手段についての検討も必要。
- なお、住宅費については、地域によって大きな違いがあることについても留意が必要。



論点

- 住宅費への対応については、障害者が地域で安心して暮らせるという視点が重要であり、まずは住宅施策との連携などにより、低廉な家賃で暮らせる「住まいの場」の確保を積極的に進めるべきではないか。
- 地域移行という観点から必要となる費用について、別途何らかの対応を検討すべきものはあるか。その場合、高齢者や母子施策などとの整合性・対象・手段等についてどのように考えるか。

